

難病患者支援費のご案内（令和8年3月支給分）

難病患者の福祉の増進を図ることを目的として、以下の支給要件を全て満たす方に対し、「難病患者支援費」を年2回（4～9月分を9月末振込・10～3月分を3月末振込）に分けて支給しています。申請手続きは1年度内に1度必要となります。支給の対象となる方は、申請期間中に福祉介護課で申請してください。

支給要件

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・茨城県から、以下の証のうち、いずれかの交付を受けていること
 - ①「指定難病特定医療費受給者証」②「一般特定疾患医療受給者証」
 - ③「小児慢性特定疾病医療受給者証」④「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」
- ・美浦村に住民登録をし、かつ居住していること
- ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所していないこと
- ・生活保護法による扶助を受けていないこと

申請方法

新規・継続にかかわらず、**申請は随時受け付けます**（土日、祝日、年末年始を除く）。

★新規申請

茨城県（竜ヶ崎保健所）から交付された①～④いずれかの受給者証をお持ちで、この支援費を初めて申請する方

※令和7年4月分から令和8年3月分までの支援費の申請をする場合は、「有効期間が令和7年4月を含む古い受給者証」と、「現在使用している受給者証」の2点をお持ちください。

★継続申請

①～④いずれかの受給者証をお持ちで、令和7年9月支給の難病支援費を受け取っている方保健所にて更新手続きを行い、令和8年3月時点で受給資格があることが確認できる新しい受給者証が届いたら、令和8年2月末までに、福祉介護課で申請手続きをしてください。

◇申請に必要なもの

- ▶茨城県（竜ヶ崎保健所）が発行する以下の証のうち、いずれか一つ
 - ①「指定難病特定医療費受給者証」②「一般特定疾患医療受給者証」
 - ③「小児慢性特定疾病医療受給者証」④「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」
- ▶受給者名義で振込先の口座番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し（未成年の場合は保護者のものでも可）

◇申請受付期間（3月支給分）

令和8年2月20日（金）まで

支給額

月額3,000円 支給月の月末までに申請書に記載された口座へ難病患者支援費を振り込みます。
※前年度分は申請できません。受給者証有効期間または支給対象月の範囲内での支給となります。

受給者が住所を変更したとき、病気が治癒したとき、第一種社会福祉事業の施設に入所したときは、必ず届け出てください。
支給月でなくても、支給対象期間の範囲で支給いたします。

